

◎新潟県告示第145号

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）第8条の規定により、次の新潟県収入証紙の売りさばき人の指定を取り消す。

平成30年2月16日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定売りさばき人の名称
株式会社妙高自動車学校
- 2 取り消し年月日
平成30年2月16日